

## 第16期千葉県生涯学習審議会 第2回会議 議事録

日時：令和8年5月28日（木）  
午前9時30分～午前11時  
会場：千葉県教育会館 別館3階会議室  
対面及びオンライン

### 出席委員（五十音順 敬称略）

石井 智子 乾 喜一郎 大野 英彦 加藤 由美子 式場 敬子  
高橋 秀穂 中村 文香 西谷 大 堀野 仁美 山下 秋一郎

### 出席事務局職員

千葉県教育庁 教育振興部長	鈴木 克之
千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課長	山下 英之
千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課	
新県立図書館建設準備室 副参事(兼) 室長	今井 典史
同 主事	笠置 友希
主幹兼社会教育振興室長	大和地 章記
社会教育振興室 社会教育班長	大坂 学
同 主査	鈴木 健
同 社会教育主事	水野 敬一郎
同 副主査	江尻 有希
同 主事	成川 明生

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 令和8年度社会教育関係団体への補助金の交付について（諮問・協議）

議長 最初に、千葉県教育委員会より当審議会への諮問がある。

教育振興部長 千葉県生涯学習審議会様

令和8年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）

このことについて、別添のとおり社会教育関係団体から事業計画書の提出がありましたので、社会教育法第13条及び千葉県生涯学習審議会条例第2条の規定により

諮問します。

令和8年5月28日 千葉県教育委員会

(諮問書手交)

議長

議事に移る。

まず、議事、令和8年度社会教育関係団体に対する補助金交付について、県教育委員会から生涯学習審議会に諮問されている件について、最初に事務局から説明願いたい。

事務局

それでは、事務局から御説明させていただく。令和8年度社会教育関係団体への補助金の交付についてである。今回の社会教育関係団体に対する補助金の交付の諮問文については、先ほど会長にお渡しした。

資料1を御覧願いたい。関係規定を抜粋したものを記載している。社会教育法第13条には、「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」とされている。

これに対して、本県は社会教育委員会議が廃止されていることから、千葉県生涯学習審議会条例第2条において、「審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する」と規定している。

次に、2として、補助対象となる要件の記載があるが、県教育委員会では、社会教育の振興を図るため、県全体で活動し、全国組織につながる社会教育関係団体に対し、その事業に関する経費について補助金を交付している。

そこで、令和8年度社会教育関係団体への補助金の交付について御意見を伺うものである。

資料2を御覧願いたい。令和8年度社会教育関係団体に対する補助金の交付予定一覧を添付している。

それでは、この内容について御説明させていただく。対象となるのは、先ほど御説明したとおり、県全体で活動し、全国組織につながる団体であり、今年度は一覧のとおり7団体に補助金を交付予定である。加えて、次ページにある日本ボーイスカウト千葉県連盟に特別補助を交付予定である。

補助金の交付を検討するに当たり、各団体から、令和7年度の事業報告及び決算報告、補助金を受けたことによる効果、令和8年度の事業計画、収支予算に加え、団体の財務状況や会員数の推移、役員など組織の状況等についてヒアリングを実施し、申請内容を精査したところである。

表の中央の列にある補助申請の内容の欄を御覧願いたい。ナンバー1からナンバー7の各団体の主な活動内容は、機関紙の発行、ホームページの更新及び研修会等の開催であり、補助金の対象事業として適切である。補助金額については、支給額

の下限を4万円とし、予算の範囲内で配分した。

次に、特別補助金についてである。これは、交付対象団体が全国や関東規模の研究大会等を開催する場合に、500万円を上限に事業費の10%を補助しているものである。今年度は日本ボーイスカウト千葉県連盟から、本県で開催される公益財団法人ボーイスカウト日本連盟2026年度全国大会に対して申請があった。

ただいま御説明した各団体の交付申請に関する関係書類については、別添資料1にまとめているので、そちらを御覧願いたい。また、活動報告実績として、昨年度のものになるが、各団体の広報誌を別添資料2にまとめている。

なお、千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会も補助対象となる団体であるが、会の事情により、今年度の補助金については辞退する旨の申出があったことを申し添える。

説明は以上となる。よろしく御審議くださるようお願いする。

議長

説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様方から御質問、御意見をいただきたい。委員の皆様方、いかがか。オンラインで御参加の委員の皆様方、御発言になるようであればマイクをオンにして御発言いただきたい。

では、1点ほどよいか。今回の補助事業の中、補助交付予定の団体で新規のものはあるのか。説明をしてほしい。

事務局

県全域で活動して全国組織につながる新規のものはない。毎年、今回の申請団体が申請している状態である。

議長

ありがとうございます。委員の皆様方、よいか。ネット御参加の委員の皆様方、いかがか。

それでは、議案のとおり承認でよいか。

(異議なし)

議長

本件については議案のとおり承認された。教生第239号で諮問されたことに対し、議案のとおり承認した旨を県教育委員会に答申したい。ありがとうございました。

## (2) 千葉県読書バリアフリー推進計画の中間評価(案)について(報告)

議長

それでは、2点目の報告に移る。千葉県読書バリアフリー推進計画の中間評価(案)について、事務局から説明願いたい。

事務局

おはようございます。千葉県読書バリアフリー推進計画中間評価(案)について、事務局から御報告する。資料3として中間評価(案)の概要、資料4として中間評価(案)の本文があるが、本日は概要版により説明する。

資料3を御覧願いたい。

まず、「第1章 計画の概要」である。本計画は、読書バリアフリー法第8条の規定により、千葉県における視覚障害者などの読書環境を整備推進するため、令和4年12月の本審議会への報告などを経て令和5年3月に策定したもので、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間としている。

計画については、4点の基本的な方針を示している。1点目が「居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備」、2点目が「アクセシブルな書籍等の利用機会の拡充」、3点目が「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、最後、4点目が「視覚障害者等の障害の種類・程度に応じたサービスの充実」である。

今回の中間評価は、計画中間地点での各目標の進捗状況を把握し、成果と課題の整理を行うことで、計画後半から最終年に向けて各施策の一層の進捗、充実を図るために行うものである。

なお、中間評価（案）は、本審議会に設置している千葉県読書バリアフリー推進部会において本年3月に御協議いただき、内容を反映したものである。本日の審議会で御報告させていただいた後、必要な修正を経て公表を予定している。

続いて、「第2章 中間評価の趣旨」である。

中間評価（案）では、計画に基づき設定した指標について、その進捗状況をA、B、C、Dの4段階で評価した。目標を達成したものをA評価、目標に向かって着実に推進しているものをB評価、目標に向かって推移しているものの、進捗が緩やかなものをC評価、また、目標から乖離している、または減少傾向にあり、改善が必要なものをD評価とした。

「第3章 これまでの取り組みと中間評価」である。

評価は、重複を除く17の設定目標について行っている。まず、目標を達成、あるいは大幅な成果が出ているA評価については7項目で、大体約4割である。バリアフリー資料の所蔵冊数が増加したほか、オンライン対面朗読の実施回数が累計で73回へと大幅に増加している。

続いて、目標に向けて着実に推進しているB評価は3項目である。視覚障害者等向けのサービスを開始している自治体の割合などがこれに該当している。

一方で、今後の改善が必要なものもある。進捗が緩やかなC評価は5項目、約3割ある。図書館の点字ブロックの整備や障害者サービスの登録利用者数、さらに公立図書館と学校との連携割合などは、それぞれの目標値と比べてまだ開きがある状況である。

そして、目標から乖離している、あるいは減少傾向にあるD評価は2項目、約1割となっている。具体的には、県内公立図書館が国会図書館等へ提供した録音図書等のデータ利用数や特定書籍等の年間データ提供件数が計画策定時よりも減少している状況である。

これらの中間評価を踏まえて、第4章に成果や計画の後半となる令和8年度、9年度に向けた課題、今後の取組を掲載している。

まず成果としては、アクセシブルな資料の整備が着実に進んでいること、また、パソコン、スマートフォンなどから 24 時間いつでも利用可能となる電子書籍のサービスが令和 6 年 5 月から県立図書館で開始されたことなどが挙げられる。

しかしながら、今後の課題として、地域によるサービス格差の解消、情報提供の不足、学校との連携強化、そして D 評価とした録音図書データの利用促進、提供する録音図書等のデータを製作する人材の育成が急務と考えており、今後、対策、取組をしっかりと進めていかなければならないと認識しているところである。

最後に、計画に係る今後の進行管理であるが、実態把握のための調査を継続的にを行い、特に C 評価、D 評価とした項目については、重点対策項目として今後厳格に点検を行ってまいりたいと考えている。

また、毎年の進捗状況については、図書館法に基づく図書館長の諮問機関である千葉県図書館協議会に報告し、計画の確実な進捗を図ってまいりたいと考えている。

以上で読書バリアフリー推進計画中間評価（案）の報告を終わる。

議長

御丁寧な説明ありがとうございました。ただいま事務局から報告のあった中間評価（案）については、当審議会の委員の方にも部会に参加していただき、作成したところである。委員の皆様、ありがとうございました。

ただいま説明があった中間評価（案）について、委員の皆様方から御意見、あるいは御質問等をいただきたいと思うが、いかがか。中間評価の概要で御説明いただいたが、本文に関してでも結構である。よろしく願う。

委員

対象となっている図書館は 87 館でいいのか。県立と市町村立の内訳を教えてください。これが 1 つである。

もう一つは、「課題と今後の取り組み」の居住地によるサービスの差異と情報提供の不足ということで、居住地によるサービスの差異をどう埋めていくかが大きな課題というのは分かるが、情報提供の不足というのは、誰が誰にどんな情報を提供していくという意味で書いてあるのか教えてください。

事務局

まず、対象の図書館等について、市町村立が 87 館、県立が 3 館である。

また、居住地によるサービスの差異と情報提供の不足という課題について、誰が誰にどんな情報を提供していくのかということであるが、まずこのバリアフリーの情報というのは図書館の中だけで知られているという現状があり、学校や医療機関、福祉の現場などの当事者へ情報を届けるための取組をしたほうがいいとの御意見を部会の際に、委員からいただいている。

これについては、関係機関と現実に協議させていただいてはいないが、まずは身近である教育機関についてこれから関係を密にし、しっかり情報を届けながら支援していきたいと考えている。

委員

ありがとうございます。

議長

そのほか、いかがか。

委員

第 4 章の計画後期、計画の進行管理で「評価『C』『D』は重点対策項目として対策し、今後の進捗を厳格に点検」との記載があるが、個人的に感じたのが、C につ

いては図書館であるとか、施設側がサービスの様子を案内したり、施設の整備を行ったりすることで評価を上げることが可能なのと感じたが、D評価の2つについては、図書館側が努力するだけでは、データの利用数、提供数を増やすことがなかなか難しい。利用者がいて初めて録音図書、特定書籍、特定電子書籍等を製作になってくるかと思うので、そのあたり、どのように対策する方向で考えているかを伺いたい。

事務局

確かにC評価については、こちらが主体的に対策を打ったり、考えたりすることで対応が可能かと思っている。

D評価とした2点については、図書館側や行政側の努力というよりも、実際、今、状況が変わってきているのではないかと、分析が必要ではないかといった御意見を部会でいただいた。恐らく、今、図書館でないところ、例えばインターネット上の音声資料配信サービスであるとか、個人個人で何かしらアクセシブルな書籍を入手して利用されている方が増えているのではないかと。数字が落ちてしまったことだけをもって、評価としてはD評価とさせていただいたが、その辺、実際の分析をしてはどうかといった御意見もいただいたところである。

県としても、こちらについては最終年に向かって対策を打っていかなくてはいけないが、まずはそういった分析、現状が変わってきているのではないかとということも念頭に置きながら、関係者にヒアリング調査をしながら考えていきたい。

現に今、読み上げのソフトがついたスマホで、自分で聞けるようになっていたり、国立国会図書館のみなサーチ公開など、法律ができたりしてから、障害者の方が自分でアクセシブルな図書を手に入れて聞けるような環境が徐々に整ってきている状況があるので、そのあたりの分析をしっかりとってから、県の図書館、市町村の図書館としてやれることを考えていきたい。

議長

委員、よいか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。そのほか、委員の皆様、いかがか。

では、私から1点質問と2点意見ということで話をさせていただきたい。

まず1点目の質問であるが、本文の6ページ、対面朗読室や拡大読書器について、中間評価をAとされている。また、11ページ、オンライン対面朗読実施回数についても、中間評価はAとなっているが、県立の朗読の実施回数の表を見ると、令和6年度は、県立は0回との表記になっている。この辺、評価をAとした判断のお考えをまず1点教えてほしい。御回答いただいた後で意見を述べさせていただく。

事務局

本文の11ページ、オンライン対面朗読実施回数について県立と市町村の図書館で分けており、計画策定当時は県立だけで6回実施であるが、6年度になって市町村も取組がだんだん進んでいる。身近な自治体の図書館でできるという利便性がよかったのかもしれない。一方で県立の実施回数が落ちた。ただし、県全体としては、累積として6回から全体で73回に増えているということでA評価とした。対面朗読室と拡大読書器については、件数は僅かであるが増えている。増加を目指すとい

う目標の中でしっかり増やしたということで、今回A評価にさせていただいている。まず、それが1点目である。

議長

ありがとうございます。あと2点ほど、これは意見とさせていただきたい。

意見としては、中間評価の中身、特にC、Dの評価については、読んでいくと、ある部分・ある項目は、要因について書かれていて、ある項目は書かれていないところがある。なかなか推測が難しい部分もあろうかと思うが、こういうことが考えられるでもいいので、要因を何かしら入れておくのはいかがかと思った。

2点目である。本文を読んでいくと、中に「市町村」、「市町」、「自治体」という言葉が混在している。読んでいくとき、整理しづらいので、整理がつくような記載の工夫を何かしらされるといいのかと思った。せっかくいいものを作っておられるので、そのところを御検討いただければという2つの意見である。

全体としては、結果、要因、課題、今後の対策という流れがしっかりされていると思う。

なお、細部の文言の整理、確認等については、私も詳細には読んでいないので、最終的に御確認いただきたい。

そのほか、委員の皆様方、いかがか。オンラインの委員の皆様、よいか。

それでは、特に御意見がないようであるので、この件についてはこれで終了としたいと思う。

ほかに事務局から協議事項等はないか。特によいか。

それでは、ほかにないようであるので、以上で本日の議事は終了して、議長の任を解かせていただく。進行に御協力いただき、ありがとうございました。

司会

会長、ありがとうございました。

## 5 諸 連 絡

## 6 閉 会

—— 以上 ——